

医療費統計の整備に関する検討会開催要項

1. 目的

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）において、「医療費に関する統計の体系的整備、国際比較可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計（OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計）を公的統計として位置づけることについて検討する。」ことが示されており、当該検討を行うに当たり、専門的見地からの意見・助言を得ることを目的とする。

2. 検討事項

検討会は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」の「別表 今後5年間に講ずべき具体的施策」のうち、「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」 「(4) 医療費に関する統計の国際比較可能性の向上」について検討を行う。

3. 構成員

別紙のとおり。

4. 運営等

(1) 検討会は、構成員のうち1人を座長として選出する。

(2) 検討会に座長代理をおくことができる。

座長代理は、座長が検討会の構成員から指名するものとし、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。

(3) 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者に検討会の出席を求め、意見を聴くことができる。

(4) 検討会は、原則として公開するものとする。ただし、座長は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

(5) 検討会の資料は、原則として公表する。ただし、座長は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。

(6) 検討会は、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。

(7) 検討会は、統計情報部長が主催し、その庶務は統計情報部人口動態・保健統計課保健統計室において行う。

(8) 前各号のほか、検討会の運営その他検討会に関し必要な事項は、座長がこれを定める。